**令和３年度地域歳末たすけあい募金**

**配分希望の施設募集について**

０１施設配分



**１　配分事業の趣旨**

宇都宮市社会福祉協議会では、地域において、誰もが孤立することなく

安心して暮らすことができるよう、市民の皆さまから寄せられたあたたかな

善意の募金を配分し、市内のさらなる地域福祉の推進を図ることを目的に、

歳末たすけあい募金配分事業を実施します。

**２　配分対象の施設**

〇宇都宮市内に所在地があり、下記サービスを行っている障がい福祉サービス事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ・生活介護 | ・重症障がい児者医療的ケア支援 | ・就労移行支援 |
| ・就労継続支援（A型、B型） | ・日中一時支援（日中支援、放課後支援） | ・自立訓練（機能訓練、生活訓練） |
| ・地域活動支援センター | ・在宅重度心身障がい者デイケア |  |

**３　配分金額**

　　・人数割：１人７００円　×　施設登録者数（ただし、上限７０,０００円）

|  |
| --- |
| **（配分金額の減額について）****「令和３年度は、算出方法を３割減額」**して配分します。※上記の配分金額は、**３割減額済**の金額です。　新型コロナウイルス感染症の影響によって募金収入が減少している一方で、「募金活動の持続性を確保」しつつ「地域福祉の推進を図る」ため、上記の配分とさせていただきます。 |

**４　配分対象の事業**

（１）令和３年度の配分事業のテーマ

**「コロナに負けない、つながりづくり」～未来を育み、守るために～**

（２）配分対象の取組み（以下のいずれかに該当する事業に配分します）

**いずれの取組みを実施する場合も、感染防止対策の徹底をお願いします。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **事業番号**※様式第2号「実施計画書」に記載する番号 | 具体的な配分対象の取組み |
|  | **１－１** | ①地域への施設情報の発信や、紹介に関する取組み |
| **１－２** | ②利用者の感染症の感染防止や、災害時の備えに必要な物の購入・配付に関する取組み |
| **１－３** | ③コロナ禍における、利用者の心と身体の安定を図る取組み |

**５　配分の「対象外」の取組み　（※重要）**

　　　新型コロナウイルスの感染リスクを回避し、市民の皆さまの命と健康を守り、医療体制の安定的確保に寄与するため、以下の活動は「配分の対象外」となります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①３密（密集、密閉、密接）を伴う活動②会食など飲食を伴う活動③施設利用者以外と接する活動④感染症の感染防止対策や、災害時の備えに関連しない物の購入 |

**６　配分の流れ**

**①申請**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **〔締切日〕****※締切後の受付不可** | 〔申請方法〕いずれかの方法で | 〔留意点〕 |
| **令和３年****11月30日（火）** | 郵　送（消印有効） | 郵送料はご負担ください。 |
| メール（17時15分まで） | メールの件名に「配分申請」と記載して送信してください。 |
| 窓　口（17時15分まで） | 事前予約をお願いします。 |
| （郵送先）　〒320-0806　宇都宮市中央1－1－15　　　　　　宇都宮市社会福祉協議会　地域福祉課宛て（メール）　i170-003@utsunomiya-syakyo.or.jp |
| （必要書類）配分申請に必要な書類の様式データは、宇都宮市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。 |

　　※新型コロナウイルス感染防止のため、「郵送」または「メール」での申請にご協力をお願い

します。

**②審査**

受理した申請内容について書類審査を行い、配分の交付可否を決定します。

**③配分通知**

12月下旬を目途に、交付の可否を郵送で通知します。

**④配分金の交付**

　　　　１月中旬から下旬を目途に、ご指定の口座に振込みます。振込日の通知は行いませんので、

ご確認をお願いします。

**⑤配分事業の実施**

・実施報告の際、事業の様子の写真を貼付していただきますので、写真を撮影してください。

・やむを得ない事情等により、申請した事業内容が変更・中止等になる場合は、ご相談ください。

**⑥実施報告**

事業終了後、速やかに実施報告書を提出してください。

|  |
| --- |
| （必要書類）①配分事業実施報告書（様式第５号）②配分事業収支決算書（様式第６号）③事業実施の様子が分かる写真２枚 |

※書類の様式データは、宇都宮市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

**７　交付決定の取消しと配分金の返還**

　　　以下の場合、配分金の交付決定取消、または交付済みの場合は返還していただく場合があります。

　　　・申請書や報告書類に虚偽の内容が記載されている場合

　　　・事前の申し出や理由なく、書類の提出が大幅に遅れることが続いた場合

　　　・事業が実施されなかった場合

**８　ご協力いただきたいこと**

|  |
| --- |
| 〇事業実施の際にはチラシなどに「歳末たすけあい募金配分事業」と明記してください。〇物を購入した場合などは、別途お送りする「歳末配分シール」を購入物品に添付し、配分金を受けて購入したことを広くPRしてください。〇実施した結果報告等を、「歳末たすけあい募金配分事業」として、施設の機関紙・ホームページ等に掲載するなど、来年度以降の募金運動につながるよう広報活動へのご協力をお願いします。 |

|  |
| --- |
| **～地域歳末たすけあい募金とは～**共同募金運動の一環として地域住民やボランティア・NPO 団体、 民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、高齢者、障がい者、子ども、若者、福祉サービスを必要とする人など誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、地域において孤立することなく自分らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図る募金活動です。  |

|  |
| --- |
| **＜お問合せ＞****社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会**〒320-0806　宇都宮市中央1-1-15（市総合福祉センター内）電話：028-636-1215（代表）　FAX：028-637-2020 |